

# 稲生小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日

## いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

（いじめ防止対策推進法第2条及び条例第2条）より

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、決して許されるものではない。いじめは「どの子にも、どの学校でも起こり得る」問題であること。そして、いじめは人間として絶対に許されないということを教職員全員が十分認識し、学校・家庭・地域が一体となって児童を見守り、いじめの問題を克服するために「稲生小学校いじめ防止基本方針」を定め、学校いじめ防止対策委員会を設置するものとする。

## 1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

### （1） いじめの防止等のための対策に関する基本理念

法第3条及び条例第3条に規定されている基本理念の実現に向け、望ましい児童像を目指して次のように基本理念を定め、いじめの防止等の対策に、強い決意を持って取り組む。

#### ① 教職員の共通理解

いじめは、全ての児童に関係する問題であることを念頭に置き、全ての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、とりわけ教職員はいじめを見抜く鋭い人権感覚を持ち、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目標に取り組む。

また、いじめの態様、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図り、いじめ防止の取組を発達段階に応じて系統的に実践する。全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは、人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて児童一人ひとりに徹底する。

## ② 児童にいじめの問題の重要性を理解させる

全ての児童がいじめを行わず、他の子に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするために、いじめが絶対に許されない行為であることや、いじめられた児童の心身に及ぼす深刻な影響等について、全員が十分に理解できるように取り組む。

## ③ いじめの問題に正しく向き合う児童を育む

全ての児童が一人ひとりの違いを理解し、相手を思いやり、自他の命を尊重する心を育むことにより人権を尊重し共に支え合う力と、児童の主体的な活動を促し自立する力を育むことができるように取り組む。

## ④ 連携して、いじめの問題に取り組む

いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが最も重要であることを認識し、市教育委員会、家庭、その他の関係者と連携をして取り組む。

### (2) いじめの未然防止について

いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こり得る問題であることから、未然防止対策が、とりわけ重要であることを教職員は十分に自覚することが大切であるとの考えの下に推進する。

## ① いじめを見抜く人権感覚を持った児童の育成

特別の教科 道徳や学級（ホームルーム）活動の時間はもちろんのこと、学校の教育活動全体を通じて計画的な指導及び人権教育を行い、日常적으로お互いの個性や文化・風習など、様々な違いを認め合い、いじめを許さず、いじめを見抜く人権感覚を持った児童の育成に取り組むとともに人権を尊重する集団づくりに取り組む。

## ② お互いの生命や人権を大切にする取組の充実

学級活動や児童会活動などにおいては、いじめの問題について取り上げ、教職員の適切な指導助言を通じて、児童がお互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする取組を充実させる。児童の発達段階に応じた主体的な取組を系統的に行う。

その際、いじめの態様には、言葉によるものや暴力によるもの、また無視や嫌がらせ等だけでなく、インターネットの掲示板や携帯電話のコミュニティサイトへの匿名性を利用した個人を攻撃する書き込みなど、潜在化した形でのいじめがあることを理解し、対策に取り組む。

### （３）いじめの早期発見について

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所、手段で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることがある。

そこで、ささいな兆候があっても軽視せず、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

いじめの早期発見のための措置として、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい体制を整える。個人ノートや生活ノート、日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりする。

## ２ いじめの防止等の対策のための組織

### （１）組織の名称

学校いじめ防止対策委員会

### （２）組織の構成

学校長、教頭、生活指導部会担当、人権教育部会担当、該当する児童の関係教職員  
（必要に応じて、スクールカウンセラー等とも連携する）

### （３）組織の役割

- ・ いじめに関する情報の収集及び共有等
- ・ いじめの事実を確認し、対応策の作成
- ・ 当該する児童への指導、当該する児童の保護者への対応
- ・ 学級等、当該集団への指導体制の強化と支援
- ・ 外部組織への協力要請、警察への通報の判断
- ・ いじめ防止及び早期発見のためのアンケート調査の実施と結果分析（学期に１度）

### 3 いじめへの対処について

#### (1) 基本的な考え方

いじめであることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、徹底して守り通す姿勢で臨む。

特に、いじめを受けた児童に対しては、スクールカウンセラーなどの協力の下、心のケアや一時的に緊急避難措置を講ずるなど、いじめから守り通すための様々な対応を行う。また、いじめを行ったりとされる児童に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

さらに児童の、いじめを止めたり、いじめを知らせたりといったいじめの問題への主体的な態度や行動については、正當に評価し、正しい行動や正義が貫かれる学校風土を守り抜く。

一方、事実関係の究明には、いじめを行ったりとされる児童だけでなく、保護者や友人関係等からの情報収集も実施し、事実関係を正確かつ迅速に把握するように努める。いじめへの早期対応及び迅速な解決には、学級担任等の特定の教員が問題を抱え込むことなく、児童の目線に立ち、学校全体で組織的に対応する。また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録する。

さらに、学校はいじめの事実関係が判明した時点で、家庭や市教育委員会等への連絡・相談を迅速に行う。また、教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対応の在り方について、理解を深めることができるよう研修等を実施する。

#### (2) 初期対応での取組

児童やその友人、保護者などからいじめについての相談を受けた場合は、いじめを受けた児童の立場に立って、丁寧に取り組みを行うとともに迅速に家庭とも連携しながら必要な措置を講じる。

いじめを行ったりとされる児童にいじめの認識がない等、いじめを受けた児童との間で見解が違ふ場合は、複数の教職員での聞き取りを基本とし、周りにいた児童からの聞き取りやアンケート調査など客観的な事実関係の把握に努める。

#### (3) 児童への指導や支援

いじめを受けた児童やいじめを知らせたり、止めたりした児童を、全教職員が一体となって守り通す。いじめを行ったりとされる児童に対しては、人権尊重の視点に立ち、いじめは絶対に許されない行為であることを自覚させる。また、いじめの背景にも目を向け、必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得ながら、当該児童の人格の成長を基本とした必要な教育的支援を行う。

いじめの問題の背景には、児童が複雑で多様な悩みや不安を抱えている状況が考えられることから、表面的な問題だけを把握することに留まらず、児童を多面的にとらえ、問題の解決を図るよう努める。

#### （４）組織的な対応

いじめへの対応は、特定の教職員で抱え込まず、その内容にかかわらず管理職に迅速に報告し、全教職員で共有するとともに組織的な対応を行う。いじめの問題には、基本的に次の対応方針で臨む。

「 情報の把握 → 学年担任・生徒指導部・管理職等への報告 → 初期対応の確認  
→ 全教職員の情報共有 → 事実関係の把握 → 対応方針の決定及び保護者への連絡  
→ 指導及び心のケア → 再発防止策の検討及び実践 」

いじめの問題は、全て市教育委員会に報告するとともに、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察への相談や通報など関係機関と十分な連携を図る。

いじめの再発防止に向けては、教職員の指導体制や児童の仲間づくり、集団づくりの取組等について検証し、いじめを許さない学校づくりを目指した学校教育活動の再構築を図る。

## 4 重大事態への対処

### (1) 重大事態とは

法第28条で定められている重大事態は、次に掲げる場合とする。

① いじめにより学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

② いじめにより学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合で、「相当の期間」については、年間30日程度を目安とする。

ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、この基準に関わらず迅速に調査等に取り組む。なお、いじめを受けたことにより重大事態に至ったという児童や保護者からの相談や申立てについても、重大事態が発生したものとして対処する。

### (2) 重大事態発生時の対処

学校は、重大事態が発生した場合は、直ちに市教育委員会に報告する。また、市教育委員会が、児童や保護者及び地域住民等から、直接、重大事態の発生に関する情報を得た場合や、学校から市教育委員会に報告したいじめが、重大事態と認められる場合には、市教育委員会からの指導の下で対処する。

### (3) 重大事態の調査

学校は、当該重大事態の事実関係を明確にするための調査を速やかに行う。市教育委員会が調査主体となる場合は、鈴鹿市いじめ問題解決支援委員会が調査を行う。

また、必要に応じて、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者が鈴鹿市いじめ問題解決支援委員会に参加する。

学校が調査の主体となる場合は、学校いじめ防止対策委員会を調査を行うための組織の母

体とする。市教育委員会の指導、助言のもと調査を行う。また、調査に当たっては、必要に応じて、県教育委員会と連携を図るとともに、児童相談所、警察等の関係機関に協力を要請する。

なお、ここで行う調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、事実に向き合うことで当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとし、市教育委員会又は学校は、鈴鹿市いじめ問題解決支援委員会や学校いじめ防止対策委員会に対して積極的に資料を提供する。

具体的には、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われたどのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際には、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

また、万が一、児童が自殺等により亡くなった場合、事実の分析評価等に高度の専門性が必要となるため、市教育委員会又は学校が主体となる調査のみならず、有識者による第三者委員会を設置し、詳しい調査や実態把握を進めることとする。

調査を進める際、いじめを受けた児童生徒の置かれている実態に応じて、次のような対応を基本とする。

#### ① いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員への質問紙調査や聴き取り調査等を行う。その際には、いじめを行った児童との接触を絶ち、必要な場合にはいじめを行った児童に対して出席停止の措置を講じるなどして、いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先として調査を実施する。

また、調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った児童の背景をつかんで指導を行い、いじめの行為を止める。さらには、いじめを受けた児童の事情や心情を聴取し、本人の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰への支援や学習支援等を行う。

#### ② いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

いじめを受けた児童の保護者から要望や意見を十分に聴取したうえで、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等に着手する。

#### （４）調査結果の提供及び報告

市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等）について、児童のプライバシーの保護や関係者の個人情報に配慮した上で、いじめを受けた児童やその保護者に対して隠すことなく説明する。